

交 駐 発 第 1 4 7 4 6 号  
平成 2 2 年 1 2 月 1 6 日

愛知県健康福祉部高齢福祉課長 殿

愛知県警察本部駐車対策課長

介護保険法に基づく介護サービスに対する「警察署長の駐車許可」の取扱いについて

平素から、駐車対策につきましましては格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、従来から介護保険法に規定のある「福祉用具貸与」の駐車許可については、福祉用具の搬出入に対して、やむを得ない場合に限り日時、場所を特定し、個別の申請を受け対応していたところではありますが、介護保険法に規定のある「福祉用具貸与」は同法の規定により「資格のある福祉用具専門相談員等（以下「相談員等」という）が利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の貸し出し、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う」ことと定められています。このため相談員等は、被訪問者宅を定期的に訪問し、或いは一度に複数の被訪問者宅を訪問し業務を行うこととなり、反復継続した駐車が必要となります。よって必要やむを得ない場合に限り、下記のとおり包括的な警察署長の駐車許可で対応することとしましたのでお知らせします。

記

1 実施日

平成 23 年 1 月 4 日申請から

2 対象事業

(1) 福祉用具貸与（介護保険法第 8 条第 12 項）

居宅要介護者について福祉用具の貸し出し、及び貸与後の使用状況確認、使用方法の指導、修理等

(2) 介護予防福祉用具貸与（介護保険法第 8 条の 2 第 12 項）

居宅要支援者について福祉用具の貸し出し、及び貸与後の使用状況確認、使用方法の指導、修理等

（福祉用具販売は対象外となります）

### 3 駐車許可の対象とする訪問先

新規に福祉用具を借りる利用者及び現に福祉用具を借りている利用者のうち100m以内に駐車場又は駐車可能な場所がなく、駐車禁止の規制がかかっている道路の場所以外には、駐車することができない場合でやむを得ない場合に限る。（重量、長大な福祉用具の積卸し等は用務先の直近）

### 4 許可期間

3ヶ月以内

### 5 その他

申請の手続き等につきましては、愛知県警察ホームページに掲載してありますので、参考にしてください。

本件	担当係	駐車対策課駐車対策係
	担当者	小林・山下
	電話番号	052-951-1611
	内線	5276